

第9章 心のバリアフリー ～市民の皆さんで取り組みます～

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、生活関連施設や生活関連経路等のハード面だけではなく、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、高齢者や障がい者を含めた人々の多様性を、お互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」が重要です。



高いところにあるものを
取って渡す



災害時、要配慮者へ情報を
伝える



会議の資料を認識
出来るよう提供する

※「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」より抜粋

(1) 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー法に基づく基本方針の改正（令和2年6月施行）では移動等円滑化の促進に関する住民等の理解の醸成及び協力の確保に関する事項を移動等円滑化促進方針に記載することが明記されました。

高齢者や障がい者等は、ハード面の整備により移動できることだけでなく、「周囲から一声かけてもらえること」や、「少し配慮してもらえること」など、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動が増えることで、安心安全に移動することが可能となります。そのためにも、心のバリアフリー化は必要です。

本市においても、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った「心のバリアフリー」の意識を醸成していくため、無知による誤解や偏見を無くし「お互いに思いやる」ことを考え、行動に移せるような取り組みを推進します。

※誰でも当事者になる可能性があります

高齢者や障がい者等は、決して他人事ではなく、誰もが将来は高齢者となりますし、ケガをすることや病気となる可能性もあります。現在は健常者であっても、自分もいつかは当事者になることを意識することで、現在の高齢者や障がい者等が、困っていることを感じ取ることができます。



(2) 心のバリアフリーに向けた取り組み

新潟市地域福祉計画（令和3年3月）の基本理念では、「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市『にいがた』」を掲げています。加えて、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」や「改正障害者差別解消法」などの関連する法令等も考慮し、以下の取り組みを実施します。

高齢者や障がい者等が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において、啓発活動を進めます。また、こころの健康センターなどの相談支援体制の充実や、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、障がい者や高齢者との交流及び共同学習等の福祉教育の実施を行い、高齢者や障がい者等に対するバリアフリーの意識を高めます。また、公共交通事業者や生活関連施設管理者と連携し、マタニティマークやヘルプマークなどの各種マークの啓発・広報を行い、配慮が必要な人に関する正しい知識や理解の促進を図ります。

1) 市民の役割・取り組み

○高齢者や障がい者等が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において、高齢者や障がい者等を含めた人々の多様性を理解し、バリアフリーの意識を高め、心のバリアフリーを推進する役割を担います。

<取り組み例>

- ・ マタニティマークや、ヘルプマークの普及啓発
- ・ 避難訓練等での要配慮者に対する対応を検討



図 9-1 マタニティマーク



図 9-2 ヘルプマーク

○地元自治会や町内会の人たちが「ひとかきの除雪」などの協力を呼びかけることにより、地域の人たちのお互いのおもいやりと助け合いの心を育みます。

<取り組み例>

- ・ 積雪時に実施される「おもいやりのひとかき運動[※]」

※平成7年から実施（12月～3月）しており
令和5年時点では市内562箇所で開催



資料：新潟市社会福祉協議会
写真 9-1 おもいやりのひとかき運動

○災害時において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、支援が必要となる可能性が高い方を「要配慮者」といい、特に留意して対応する必要があります。避難時には隣近所で声を掛け合い、高齢者や身体の不自由な方、子どもなどの避難に可能な範囲で協力します。避難所では要配慮者の障がい・体力などを考慮し、体育館であればなるべくトイレから近い場所を確保したり、教室等が使える場合は優先的に使用したりするなど、居住環境に配慮します。



図 9-3 避難のイメージ

2) 移動等円滑化促進地区における取り組み

① イベント時等を通じた障がい者に対する理解の促進

- 高齢者、障がい者等と交流する講習会、勉強会、スポーツ大会など、参画の場を設け、ふれあうことで、バリアフリーの意識や理解を深めます。

< 取り組み例 >

- ・ パラスポーツ大会など、障がい者との交流会の実施



写真 9-2 新潟シティマラソンのユニバーサルラン



資料：新潟市（こうなんふれ愛まつり）
写真 9-3 高校生と障がいのある方とのダンスパフォーマンス

② 学校等における取り組み

- 学校などでの教育の一部として、疑似体験を通じ、高齢者や障がい者の理解を深めます。
- 配慮が必要な人に関するマーク（マタニティマークやヘルプマーク）の啓発など、ホームページや広報資料を作成し、広く周知を図ります。

< 取り組み例 >

- ・ 高齢者や障がい者の疑似体験会の実施
- ・ 共生条例周知啓発動画や市報にいがたによる周知啓発



写真 9-4 ろう者への理解を深める授業



写真 9-5 視覚障がい者の疑似体験